

## 第5章 一体的に策定する計画

# 1 第1期津島市成年後見制度利用促進基本計画

### 背景と目的

- 成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人の財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。
- 超高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者等が増加しています。認知症患者数については、令和12年に523万人に達すると推計されており、65歳以上の高齢者の14%となることが見込まれる等、成年後見制度の周知や利用を促進する体制の整備が求められています。
- 国においては、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を施行し、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画を定め、今後の成年後見制度の利用促進にあたり、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した利用者がメリットを実感できる制度を運用することとしました。また、令和4年3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととなりました。
- 市では、「第1期津島市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とともに、権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見・支援が行える体制づくりを推進していきます。

### <成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）>

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

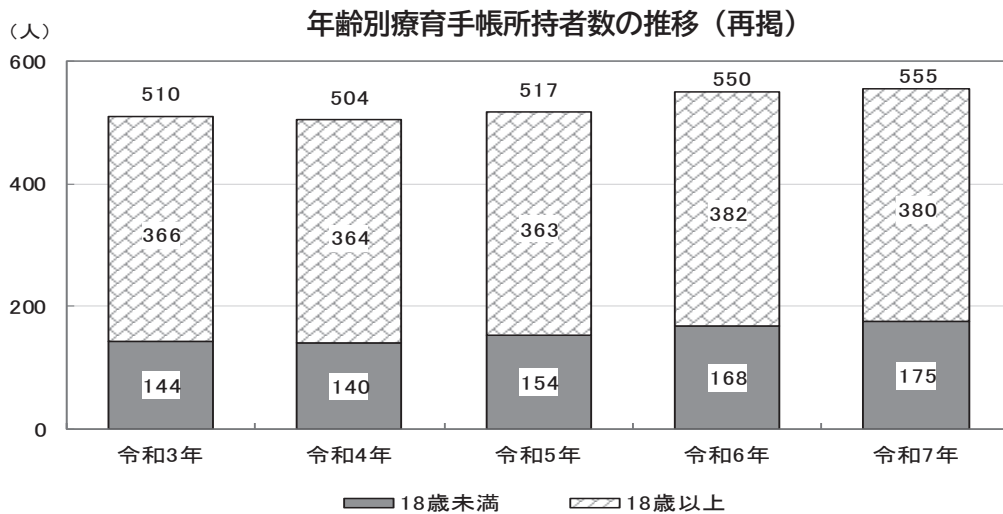
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### 認知症患者数と有病率の将来推計

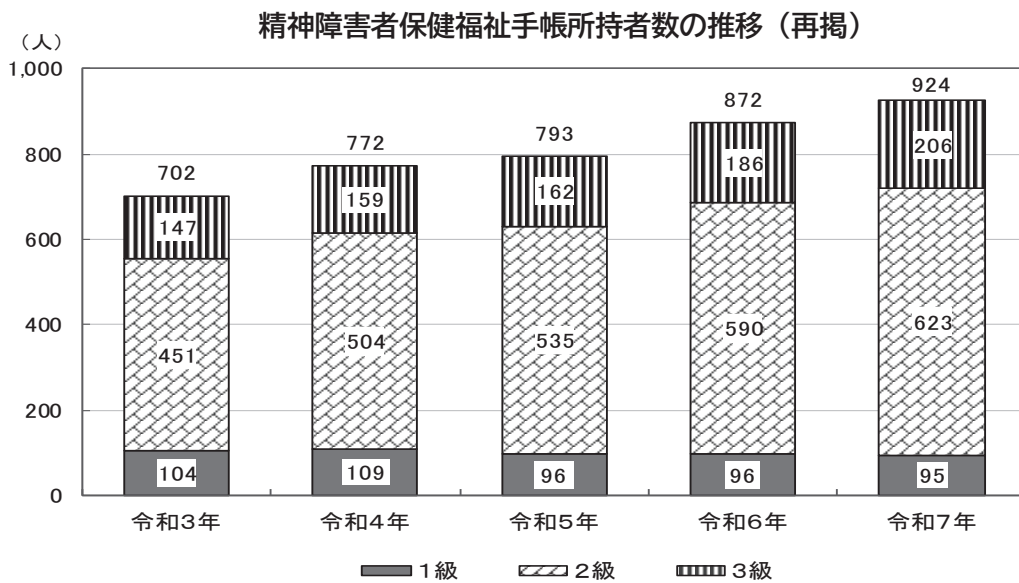
(単位：万人)

区分	令和4年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
高齢者数	3,626.6	3,652.9	3,696.2	3,773.2	3,928.5
認知症患者数	443.2	471.6	523.1	565.5	584.2
高齢者における認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	15.0%	14.9%

資料：厚生労働省研究班「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」  
(令和6年5月8日 第2回認知症施策推進関係者会議)



資料：福祉課 (各年4月1日現在)



資料：福祉課 (各年4月1日現在)

### (1) 津島市成年後見センターの開設

- 令和6年7月から「津島市成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する相談をはじめ、権利擁護支援を行っています。
- 現在、津島市成年後見センターでは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、自分ひとりで契約や財産を管理することが困難な状態にあっても、住み慣れた市で安心して暮らしていけるように権利擁護に関する相談支援、利用支援、広報・啓発、連携支援を行っています。

### (2) 市長申立てに関する事業

- 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、福祉を図るために特に必要と認められるときには、市長が成年後見制度の審判申立てを行うことができます。

市長申立てによる成年後見制度の利用者数（再掲） (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1	0	1	0	0
障がい者	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	0	0

資料：福祉課・高齢介護課

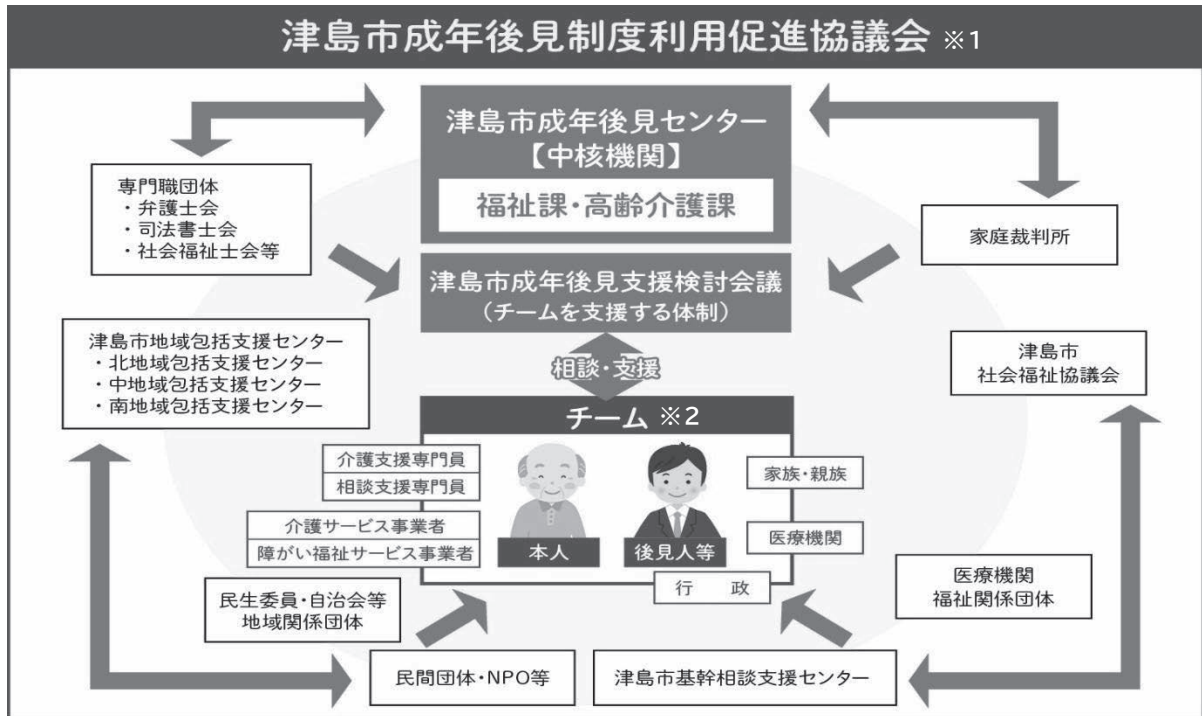
### (3) 成年後見制度利用支援事業

- 市では、「津島市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱」、「津島市要支援者成年後見制度利用支援事業実施要綱」で審判の請求費用、成年後見人の報酬の助成を行っています。

## 基本方針

- 権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、福祉、行政、司法等の多様な主体が関わり、本人や成年後見人等を支援する仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのイメージ図



資料：津島市成年後見センター

※1 「津島市成年後見制度利用促進協議会」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づき、成年後見制度利用の促進に関する事項を協議する場です。

※2 「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人（以下「本人」という。）を中心に、状況に応じて身近な親族や地域・保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思状況を把握し、必要な対応を行う体制のことです。

### (1) 成年後見制度の適切な利用の促進

- 経済的な理由や親族の協力が得られないことなどで制度が利用できないことがないよう「成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、養護者や社会福祉施設従事者等による虐待を受けていたり受けるおそれがある場合などは、地域包括支援センター等と連携し、市長申立てを行うなど適切に対応します。また、成年後見制度を利用する人の自己決定権を尊重し、個々のケースに応じた適切な運用を図ります。
- 成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進のため、市民後見人の養成に向けた取組を進めます。市民後見人等養成研修の受講者を確保し、研修履修者に対して、様々な活躍の場が提供できるよう取り組みます。

### (2) 地域連携ネットワークの充実

- 司法を含む各専門分野の団体との地域連携ネットワークを活用し、地域全体で支える体制の充実を図ります。
- チーム会議を開催し、権利擁護支援が必要な人を中心に本人の状況に応じて、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握します。
- 津島市成年後見支援検討会議を開催し、チームでの対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援します。

### (3) 中核機関の機能の充実

- 津島市成年後見センターを中核機関とし、地域連携ネットワークの積極的な活用を図るとともに、広報・啓発活動などにより制度の周知に努めます。また、相談機能や後見人支援機能を果たすことで制度を利用してからのフォロー体制の機能の充実に取り組みます。

#### <目標値>

指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和12年度
研修会・講演会の開催数(回)	2	5
研修・講演会の参加人数(人)	32	160

## 第5章 一体的に策定する計画

# 2 第1期津島市再犯防止推進計画

### 背景と目的

- 平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が公布、施行されました。これにより都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- 県内における令和6年の犯罪件数の刑法犯検挙者12,578人のうち、再犯者数は5,491人であり、再犯率は43.7%（全国平均46.2%）となっています。県は、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、「再犯防止推進計画」に基づき、施策を推進しています。
- 国では、再犯防止推進計画を策定しており、7つの重点課題の1つとして「地域における包摂の推進」を位置づけています。地域における包摂の推進の具体的な役割として、市区町村は、福祉などの各種行政サービスを必要とする犯罪をした人など、特にサービスへのアクセスが困難である人に対して、適切にサービスを提供するよう努めることが求められています。
- 市においては、国や県の方針を踏まえ、「第1期津島市再犯防止推進計画」を策定し、安心・安全に暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

### <再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）>

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

津島市と愛知県の犯罪件数及び再犯率の推移（再掲） （単位：件）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
津島市	認知件数	336	277	308	324
	犯罪件数 （人口10万人当たり）	551	460	515	546
	再犯率	47.4%	46.0%	43.2%	43.5%
愛知県	認知件数	39,897	37,832	41,248	46,832
	犯罪件数 （人口10万人当たり）	529	503	550	626
	再犯率	49.2%	47.6%	48.3%	47.4%

※再犯率は少年を除く

資料：愛知県犯罪統計書 愛知県人口動向調査  
中部矯正管区更生支援企画課

### 計画の対象者

- 再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」としています。

### 基本方針

- 国や県の方針を踏まえ、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を見据え、自立に向けた支援や自立を支える保護司会の活動の支援等を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

### 基本施策

#### (1) 自立に向けた支援体制の構築

- 犯罪をした人の中には、様々な課題を抱えている人がおり、出所後の生活に苦勞し犯罪を繰り返してしまう人もいます。こうした出所後の立ち直りの壁には、「孤独」、「薬物依存」、「高齢である・障がいがある」、「住居がない・仕事がない」が挙げられます。立ち直りの壁を乗り越え自立した生活を送れるよう支援します。
- 更生保護法の改正（令和5年12月施行）により新設された地域援助及び刑執行終了者等に対する援助は、保護観察所が、犯罪をした人等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民または関係機関等、刑執行終了者などからの相談に応じ、情報の提供、助言などの必要な援助を行っています。津島市も連携を図り、地域における包摂の推進役として、適切なサービス提供などに努めます。

## (2) 保護司会への活動支援

- 保護司とは、犯罪や非行をした人が円滑に社会復帰をするために面談を通じて立ち直りの支援をしたり、犯罪や非行のない地域社会づくりのために周知・啓発活動をする民間のボランティアです。ボランティアでありながら保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動する非常勤の国家公務員でもあります。
- 市においても「津島保護区保護司会」に属する保護司が活動しています。さらに、更生保護のボランティア団体として、「津島市更生保護女性会」があり、立ち直りの支援とともに青少年の非行防止や健全育成、地域の子育て支援活動をしています。
- 国においては、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、犯罪や非行防止を目的とした啓発活動「社会を明るくする運動」を実施しています。この活動は、犯罪のない社会の実現や、罪を犯した人の円滑な社会復帰をめざすもので、広報活動などを通じて市民への理解と協力を呼びかけています。

## (3) 再犯防止に関する取組の周知・啓発

- 再犯防止を推進するためには、市民をはじめ周囲の人々の理解が大切です。市、保護司会及び保護観察所で連携し、再犯防止施策に関する取組について周知・啓発を図ります。